4～6月は
狂犬病予防注射
月間です!!

# 犬の飼い主さんへ

犬の登録と狂犬病の注射は狂犬病予防法で
飼い主の義務と定められています。

## 犬の登録

犬を飼い始めたり、引っ越しをしたら、
必ずお住まいの市町村役場に届け出をしてください。

沖縄県内のほとんどの市町村はマイクロチップの特例制度に参加していないため、
マイクロチップとは別に、市町村への登録・変更が必要です。

◆新しく犬を飼い始めたら30日以内に登録◆
◆住所変更・犬が死亡した時などは30日以内に届け出◆

## 狂犬病の予防注射

犬の管理者は毎年４～６月に狂犬病の予防注射を
飼い犬に受けさせる義務があります。
打ち漏らした場合は、できるだけ早く打ちましょう！

義務です

**毎年必ず注射済票（金属札）の交付を受けて犬に装着してください**

お住まいの市町村と提携していない動物病院で注射をした場合は、動物病院での札の交付が行われません。
必ず市町村役場で札の交付を受けてください。

お問い合わせ先

沖縄県薬務生活衛生課　098-866-2055
各市町村役場　狂犬病担当窓口

市町村役場の連絡先や狂犬病の情報詳細はコチラ↑をご覧下さい

【犬の登録】【狂犬病の注射】【鑑札・注射済票の装着】は、狂犬病予防法第4条及び第5条で飼主（所有者・管理者）の義務と定められており、違反すると罰則（20万円以下の罰金）の適用対象となることがあります。また、今年度の注射済票を装着していない犬は抑留対象になります。